

## 賀茂別雷神社領関係文書

## 【解題】

## (1) 概要

ここで以下翻刻紹介する九通の文書は、二〇二二年十一月、東京古典会古典籍展観大入札会において史料編纂所（以下本所）が購入したものである。入札目録では「正伝寺関係文書」と称されていた。正伝寺は西賀茂（京都市北区）に所在する臨濟宗寺院であり、弘安五年（一二八二）に賀茂別雷神社（以下賀茂社）の社家森経久により建立され、後醍醐天皇・足利義満の祈願所ともされた。<sup>1)</sup>

九通の要目は以下のとおりである。

- ① 文明十二年（一四八〇）正月十一日 左衛門太郎田地百姓職売券
- ② 永正十六年（一五一九）九月二十九日 初寿大夫田地充行状
- ③ 弘治二年（一五五六）十二月十三日 藏人頭田地売券案
- ④ 永祿二年（一五五九）九月二十六日 孫次郎昌久田地作職売券
- ⑤ 永祿十年（一五六七）八月十六日 民部丞氏朝田地作職売券
- ⑥ 天正六年（一五七八）三月□日 等賢・宗栄藪売券

高志遠金  
橋賀藤子  
敏節珠  
子子紀拓

- ⑦ 天正八年（一五八〇）十二月十三日 山本町衛門太郎影堂崑売券
- ⑧ 文祿四年（一五九五）五月十一日 おこう・おかめ田地年貢米売券
- ⑨ 慶長十二年（一六〇七）十一月二十八日 高橋彦兵衛等惣中道場

預状

このうち正伝寺（同寺円通庵）領に関わるのは①・④であり、便宜的に「正伝寺関係文書」と名づけられたものだろう。本所において整理登録するにあたり、以下に述べるとおり、大半が賀茂社膝下の賀茂六郷に所在する同社領に関わる文書であると判断したため、本所での登録名として「賀茂別雷神社領関係文書」を採用した。

購入時は九通すべて貼り継がれ、文書の大きさに合わせて雑にあつらえられた表紙と軸が付き卷子となっていたが（題簽もあるが文字はなし）、各文書に多少の傷みが見られること、端裏書や裏書の存する文書があること、裏打紙によりそれらの確認に支障があるものもあったことなどから、本所修理室にて解体修理と養生をおこない、一点一点別にして保存することとなった。

(2) 人名考証

九通には多くの人物が登場するが、土地の売主・買主・証人などとして記載のある人物の多くは賀茂社の氏人と推測される。売買された土地の性格や、売買のあり方を考えるうえで、それぞれの人物の出自や経歴などを明らかにすることは欠かせない作業と考え、以下その考証の結果を簡単に記すことにする。

(A) 福松大夫・大炊頭実氏(佳氏)

③④⑤の買主福松大夫実氏、⑥の買主大炊頭実氏、⑦の買主および⑧の買主福松大夫実氏は同一人物である。賀茂県主同族会所蔵『賀茂称宜神主系図(新古系図)』(以下系図)の佳氏項には、「従五位上/福松、大炊頭/元実氏」とある。<sup>2)</sup>

⑦と同年の天正八年度に大炊頭は評定衆を務めており、同年の職中算用状などから諱は佳氏と確認できる。<sup>3)</sup> 花押に注目すると、同じ花押の人物は同三年八月に福松大夫として署判を据え、<sup>4)</sup> 同五年七月には大炊頭として見える。<sup>5)</sup> 彼の官途・諱の変化をまとめると次のようになる。

- 〜永禄十年八月(⑤) 天正三年十一月…福松大夫実氏
- 〜天正五年七月〜同六年三月(⑥) 大炊頭実氏
- 〜天正八年十二月(⑦) …大炊頭佳氏

(B) 初寿大夫

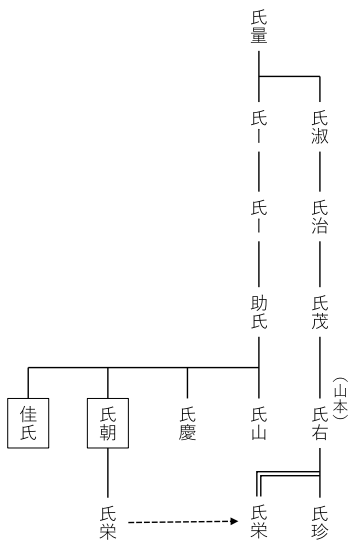
②の売主「はつ寿大夫」の花押は、②と同年の永正十六年八月の氏人中置文に初寿大夫として登場する人物の花押と同一である。<sup>6)</sup> この人物は天文元年(一五三二)十月には若狭守として花押を据えており、若狭守の活動は弘治三年(一五五七)まで確認できる。<sup>7)</sup> 辰田芳雄氏が紹介した永正七年の「御籍写」によれば、同年の初寿大夫には元幸・成幸・歳頭の三人がいる。<sup>8)</sup>

(C) 孫次郎昌久

永禄二年の④に売主として登場する。この時期に昌久の諱で活動する氏人に右衛門大夫がいる。右衛門大夫昌久は永禄八年度に沙汰人を務めている。<sup>9)</sup> 系図には「孫福(徳イ)、上野、右衛門/福石イ」とある。ただし永禄八年度の花押と④の花押の形状は微妙に異なる。花押に注目したとき、④と同じ右衛門大夫の花押が永禄四年二月・同四月・同六年七月の氏人中置文にも継続して見えることから、同一人と考えておく。永禄八年二月の沙汰人就任を機に花押を若干変えたのだろうか。④に孫次郎の通称を記している理由は不明である。

(D) 民部丞氏朝

⑤の売主であるが、実は買主の実氏とは兄弟にあたる(略系図参照)。据えられた花押は弘治三年の氏人中置文から確認される。天正三年度に評定衆を務めており、⑤と同じ花押の人物の官途・諱は⑤と同様の民部丞氏朝である。<sup>12)</sup> この氏朝は、天文二十一年や同二十三年に大宮郷の田地を買得していることが確認される。<sup>13)</sup> また、天正十二年には「堂ノ本」の田地作職を売却している。<sup>14)</sup>



略系図

賀茂県主同族会所蔵『賀茂称宜神主系図(新古系図)』をもとに作成した。

略系図にあるとおり、氏朝の子氏栄は氏右の養子となってこの家を継いだ。氏栄の養祖父氏茂もまた（山本）民部丞を名乗り、土地の買得をおこなっていた形跡がある。<sup>(15)</sup>江戸末期頃に編纂された賀茂社の史書『賀茂編年』巻中（Ⅳ―A―一九）の天文十七年条に、この年没した氏茂の卒伝がある。それによれば、「氏茂富サカヘテ当時佳名モ郷里ニ著シカリケリ」とあり、同書頭注では「清古記」を引用し、「天文年中ノ事」として民部丞氏茂家には破風があったとする。比較的富裕な氏人であったようである。

#### （E）縫殿助

③の端裏書に「縫殿助殿売券 天正五年十月吉日」とあるが、文書本文は弘治二年であるので、年記の天正五年十月吉日が何の時点を指すかは定かではない。仮に氏人だとすれば、この時期（永祿七年から天正十五年まで）縫殿助を名乗っていたのは保良という人物である。系図によれば彼の父保房も縫殿助を名乗り、天文五年に自邸に足利義晴の御成を受けており、このことは『神主竹内明久日次記』からも裏づけられる。<sup>(16)</sup>永祿年間から天正年間にかけて、最長寿寺の敷地地子を受け取っていたのも縫殿助であった。<sup>(17)</sup>縫殿助（保房・保良）家もまた、前記『賀茂編年』の天文十七年条頭注所引「清古記」のなかで屏中門があったとされており、民部丞氏茂家同様富裕な家であったとおぼしい。

#### （F）右京進秀直

秀直は⑥に証人として署判する。右京進秀直は天正二年度の沙汰人を務めた。その算用状などに⑥と同じ花押を据えていることから、同一人物である。『賀茂編年』巻中によれば、天正八年に没した西池堯平は、父観平から「当社有職」を継承し、「当社有職中興之師」と称された人物であるが、彼の没後六人の弟子の家が「六流」としてその知識を継承した。秀直はその六人の中の一人である。

ほか、③の売主「藏人頭」については、文書の十九年前にあたる天文九年の「御籍写」<sup>(20)</sup>では教平が名乗っている（ただし系図の教平項に藏人の官途の記載は見えない）。

#### （3）内容

人名考証にあるように、これら文書群、とりわけ①から⑦までは賀茂社領の売買にかかわる売券（もしくは充行状）であり、⑧も在所（竹鼻口は賀茂のいわゆる社家町に所在）や「五斗五升玄番頭ヨリ納之」の記事から、賀茂社領に関わるものである可能性が高い。

このうち③から⑦までの五通については、実氏（佳氏）が買得した田地作職に関わるものであり、本文書群の中核をなす。ただ③の端裏書記載「縫殿助殿売券 天正五年十月吉日」との関連は明らかではなく、この端裏書が指し示す対象がどこまでなのかもはっきりしない。内容的には、一人の氏人の田地買得の様子が原文書からわかるだけでなく、⑤のように兄弟間で土地が売買されていることも注目される。氏朝子氏栄が養子に入った山本家も含め、登場する民部丞家・縫殿助家が比較的富裕であったことも興味深い。

④では本年貢を正伝寺円通庵に納める記載があり、「証文六通」を副えて昌久から実氏に売却されている。円通庵の下地とされる①の田地と④の字名が同じ大宮郷<sup>(21)</sup>であり、一段であることを考えると、④の手継証文のなかに①も含まれ、③⑦と一緒に実氏に移った可能性がある。⑥では社家町に位置する十楽寺南方にある敷一所の売買がなされている。四至に記載のある周囲も氏人と思われる人物が所有する敷があったようであり、これら敷が氏人にとって、ひいては賀茂社にとっていかなる性格の土地であったのかを考えるための貴重な事例となる。<sup>(22)</sup>

また、⑥の売主等賢・中村入道宗栄は氏人ではないと思われる。等賢

については、元龜三年（一五七二）九月に、彼を水落西光寺の御留守職に補任する文書と、それに対する等賢の請文が『実相寺文書』中に伝わる。<sup>(23)</sup>水落の地名は、洛中を北から流れる小川が、東西を通る上立売通の所で東に曲折するあたりに残っており、ここに「水落寺」があったとされるが、<sup>(24)</sup>関連は不明である。

これら実氏関係の売券とは一見無関係な②だが、所在する大宮郷の「こうさい」に口才の文字を当ててよければ、当所は轟の近くであり、何らかの関係があるのかもしれない。②で興味深いのは、売主初寿大夫の一期の間充行うとある点である。「二期分」とは通常充てられた者の一期の間を指す場合がほとんどであろうから、逆に充行う者（もしくは売主）の一期という条件はめずらしいのではあるまいか。

⑧は女性による年貢米の売買契約を示しているが、対象田地に関する権利関係は年貢米の納入者を除くと詳らかではない。なお賀茂別雷神社文書中には、「おこう」関連の史料、天正十九年「おこう分算用状」、慶長四年・同五年「おこう分石打算用状」などがあり、<sup>(25)</sup>今後の慎重な検討を要するが、これらを参照すると⑧の田地に対する「おこう」の権利関係は、年貢米（石高表記）に限定されていた可能性が推測される。

最後の⑨は、これ以前の八通の売券類とはまったく異なる内容の文書である。鳥居辻子の檜木屋御直参の道場を祐照坊に与える内容であり、高橋彦兵衛以下の「惣中」が、以後「爰許六ヶ寺」並に待遇する旨約束している。「御直参之道場」が浄土真宗の信徒組織を想起させること、賀茂社近傍に鳥居辻子という地名も見られないことから、賀茂社関係文書かどうかも含め、今後さらに検討を深める必要がある。

以上、紙幅の都合もあり、人名考証・内容紹介はごく簡単に述べざるを得なかったが、本文書群に関する基本的情報の調査により、氏人らによる所領の売買といった問題について、賀茂別雷神社文書や、京都市歴

史資料館所蔵『岩佐家文書』などに残る売券類も視野に含め、総合的に考える必要があることが認識され、また、本文書群はそうした主題を考えるための切り口になりそうな対象であることが明らかとなった。

### 【翻刻】

凡例

・文字はおおむね現時通用の字体にあらため、改行は原則として追いつみとした。本文には適宜読点および並列点を加えた。  
・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「」に、本文の仮名に該当すると推測される漢字を（ ）入れ傍に記した。  
・文字の破損などにより判読できない部分は「□」などにより示した。

① <sup>(端裏書)</sup>  
「十一」

永代うり申百姓 <sup>(職、以下同じ)</sup> 之田の事、

合巻段ハ、 <sup>(在所ハ太宮郷内、あさなと、ろき)</sup>

右件百姓識ハ、代式貫六百文ニ、てつきの本もんしよあいそへ、永代うり申処実正也、但彼田ハ正伝寺の円通庵の下地也、年貢七斗六升五合、本やくの正税、賀茂のうりますにて三斗三升也、佐土殿へはかり申候、又御けち八十文にて候、此ほか諸やくハあるましく候、若天下一回の御徳政行候共、又わたくしの儀にても候へ、違乱煩申ましく候、若又我々か子孫にをき候て、とかくいらん申物候ハ、盗人の御弁をこなはれ候、仍後日之為ニ永代売 <sup>(券)</sup> 現状如件、  
<sup>(田尻)</sup>

文明拾貳年正月十一日

さゑもん太郎（略押）

② あておく田地之事、

合一段者、太宮郷内、さいせう  
こうさい也

右かの田者、ようくあるに仍、われくいちこのあいた、さおひなくあて可申候、いらわつらい候ハ、あてぬしとしてあきらめ可申候、仍為後日之状如件、

永正十六年九月廿九日

はつ寿大夫（花押）

③ 端裏書  
一縫殿助殿売券 天正五年十月吉日」

永代売渡申田地事、

合小者、在所本券有之、

右件田地者、為買徳之地当知行雖無相違、依有要用、直錢四貫文仁福松大夫実氏二本券老通相添之、永代売渡申処実正明白也、然者為無役地全可有永領者也、万一於此田地違乱煩申輩有之者、我等罷出、其明可申者也、仍為後証龜鏡永代放券之状如件、

弘治貳年十二月十三日

藏人頭

④ 永代売渡申田地作識之事、

合壹段者、在所大宮郷之内字  
上と、ろきニ在之

右件田地作識者、我々売徳買当知行無相違者也、雖然ようくあるにヨリ、直錢拾參貫文二福松大夫実氏江永代うり渡申所実正也、然者本年貢米七斗六升五合、正伝寺円通庵へ納之、并正税三斗三升、かものうりかひの

升にて納之、此外御結鎮錢八十文、毎年正月十四日已前ニ可有其きた候、但証文六通相副渡申、其外為無役可有御知行候、仍永代売券之状如件、

永祿貳年九月廿六日

売主孫次郎  
昌久（花押）

⑤ 端裏書  
一西賀茂作職御檢地以前作合

山本民部丞氏朝大炊頭佳氏へ売券也、」

永代売渡申宝幢院田作職事、

合大者、河上郷之内字ヒトリカシリト号、  
坊之後ニ在之

右件作職者、買得当知行雖無相違、依有要用、直錢四貫文仁福松大夫実氏江本券壹通相副之、永代売渡申処実正明白也、然者本年貢米九斗二升并御結鎮錢七十文、可有納所候、此外諸役無之、全可有永領者也、万一違乱煩之儀有之者、可令其明者也、仍為後証永代沽券之状如件、

永祿十丁卯年八月十六日

民部丞  
氏朝（花押）

⑥ 永代売渡申敷之事、

上賀茂十楽寺町南方也、限北東者

合壹所者、小川、南ハ限遠江守持之敷、西ハ愛福大夫

敷、墻ハ北東西三方、此方進退也、

右件敷者、為先祖相伝之地、雖無当知行相違、依有要用、直米五石五斗二大炊頭実氏江永代売渡申処実正明白也、但本支証者、今度京都一乱ニ紛失仕候条、相副不申候、若重而何方より出申候共、可為反故候、猶於此敷、諸役一粒一錢無之候間、若於向後違乱煩申輩有之者、我等子々孫々、又右京進殿加判候間、同事ニ罷出、其明可申者也、然者全可有永領者也、仍為後証龜鏡永代放券之状如件、

天正六年戊三月□日

壳主 等賢 (花押)  
同中村入道 宗栄 (花押)  
請入右京進 秀直 (花押)

⑦ 〔端裏書〕繪堂島壳券 山本ノ衛門太郎より

〔裏書〕此一内半分、次衛門進退 佳氏 (花押) 永代壳渡申影堂島之事、

在所まわり地藏北方也、北者宗觀之

合壺所者、茶蘭也、東者大道也、南も道也、

西者田口与五郎右衛門兩人持也、

右件島ハ、我等当知行雖無相違、依有要用、直米六斗ニ以判升大炊頭佳氏へ永代壳渡申処実正明白也、然者本地子米八升、以御中之升影堂之御人数へ可有御沙汰候、此外ハ諸役少も無之候、万二從何方違乱煩之輩出来申候者□□盗人可被処罪科候条、全可有永領候、仍為後証永代壳券状如件、

天正八年十二月十三日 壳主山本町 衛門太郎 (略押)

⑧ 永代壳渡申田地年貢米之事、

合壺所者、在所竹鼻口ニ有之、

右件年貢米者、当知行無相違者也、然者毎年拾月廿日時分ニ、五斗五升玄番頭ヨリ納之、雖然依有要用、直米伍石五斗ニ永代ちや〜女へ壳渡申処実正明白也、本支証者、為紛失之間、不相副候、於此年貢米違乱煩申輩有之者、我々罷出、其明自可申候、仍為後証永代壳券之状如件、

文祿四年乙五月十一日 おこう (筆軸印)

おかめ (筆軸印)

⑨

一書申上候、然者鳥居辻子檜物屋御直参之道場坊主無御座候に付而、祐照坊をすへ申候、然上ハ御本尊・同諸道具以下、悉相渡申候、右之御寺、永代祐照坊へ進上申候所実正也、道場之しふく萬之儀ハ、爰許六ヶ寺ノ御寺中之なみに御馳走可仕候、少も如在申間敷候、仍為後日状如件、

慶長拾貳年

霜月廿八日 惣中

高橋 彦兵衛 (印)  
吉田 彦左衛門 (花押)  
漆屋 忠右衛門 (印)  
とりの辻子 源右衛門 (花押)  
同 太郎右衛門 (筆軸印)  
ひものや 与右衛門 (花押)  
いつもや 弥右衛門 (印)  
船町 喜兵へ (印)  
悪銭や 三郎二郎 (花押)  
とりのつし 作右衛門 (印)  
昏や 介右衛門 (略押)  
熊木 弥右衛門 (花押)  
川向米や 左衛門 (筆軸印)

祐照坊様参

注

- (1) 『国史大辞典』(吉川弘文館)「正伝寺」項(竹貫元勝氏執筆)。
- (2) ADEAC (https://tc-adeac.ttc.co.jp/WJ11C0/WJIS02U/2600515100)ホームページ。なお系図については、山本宗尚・月本一武『賀茂祢宜神主系図』データベースの構築と活用の可能性(『人文科学とコンピュータシンポジウム2015論文集』二〇三―二一〇、二〇一五年)も参照。
- (3) 『賀茂別雷神社文書』天正八年二月分職中算用状(II―I―1)

- 三六七)・同九年正月惣中恒例引付(Ⅱ―Ⅰ―五―一五三)。括弧内は京都府教育委員会編「賀茂別雷神社文書目録」(二〇〇三年)の整理番号。以下賀茂別雷神社文書は文書名と整理番号により表記する。花押による氏人の人名比定については、金子「賀茂氏人花押考―左衛門大夫長頭の場合」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』九五、二〇二二年)参照。
- (4) 天正三年八月氏人中置文(Ⅱ―B―1―132)、賀茂別雷神社編「賀茂別雷神社史料Ⅰ 氏人置文」一四七号、以下同書収録史料は、氏一四七号のように表記する。
- (5) 天正五年七月氏人中置文(Ⅱ―B―1―142・氏二五七号)。
- (6) 永正十六年八月氏人中置文(Ⅱ―B―1―103・氏一〇九号)。
- (7) 天文元年十月氏人中置文(Ⅱ―B―1―110・氏一九号)、弘治三年十一月氏人中置文(Ⅱ―B―1―122・氏二二二号)。
- (8) 辰田芳雄「賀茂別雷神社の氏人の官名と実名―永正七年・天文六年御籍写(國學院大學図書館収蔵座田家旧蔵書五七二)の考察―」(『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇―三』賀茂別雷神社の所領と氏人)二〇二一年所収)。しかし系図の元幸項には主馬の官途しか記載がなく、成幸・歳(後)頭項には、初寿はあるものの若狭は見られない。
- (9) 永祿九年正月分職中算用状(Ⅱ―Ⅰ―1―102)・同月職中恒例遣方算用状(Ⅱ―Ⅰ―五―174)。
- (10) 永祿四年二月氏人中置文(Ⅱ―B―1―113・氏一二三号)、同年四月氏人中置文(Ⅱ―B―1―114・氏二五号)、同六年七月氏人中置文(Ⅱ―B―1―115・氏二二六号)。
- (11) 弘治三年十一月氏人中置文(Ⅱ―B―1―122・氏一二二二二号)。
- (12) 天正三年十二月分職中算用状(Ⅱ―Ⅰ―1―132)・同四年正月職中算用状(Ⅱ―Ⅰ―五―183)。
- (13) 天文二十一年三月三十日善福寺意朴田地作職売券(Ⅱ―E―1―132)・同二十三年十一月十九日円通院奉行令熙売券写(金子「史料紹介 上賀茂社雑掌連署返答状下書」、前掲「賀茂別雷神社の所領と氏人」所収)。
- (14) 前掲「史料紹介 上賀茂社雑掌連署返答状下書」にて紹介した「家領証文写」(Ⅱ―G―1―242)所収文書の二一九号。
- (15) 前注「家領証文写」所収文書二九八号・三〇六号・三二五号(三〇六号は前掲「資料紹介 上賀茂社雑掌連署返答状下書」中に全文写されている)。また、「家領証文写」には、「民部丞」から提出された、文明八年から天正十二年までの売券二五通が記載されている。
- (16) 遠藤「國學院大學図書館所蔵「神主竹内明久日次記」(座田文書)の解題と翻刻」(『國學院大學 校史・学術資産研究』一二、二〇二〇年、東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―七「続 賀茂別雷神社の所領と氏人」二〇二二年に再収)。
- (17) 金子「賀茂別雷神社と最長寿寺」(『國學院雜誌』一二二―一一、二〇二一年)、同「史料紹介 賀茂別雷神社兩寺職中算用状」(前掲「続 賀茂別雷神社の所領と氏人」所収)。
- (18) 天正二年二月分職中算用状(Ⅱ―Ⅰ―1―1263)、同三年正月惣中恒例遣方算用状(Ⅱ―Ⅰ―五―182)。
- (19) 系図。その著作と思われるものに「堯平座席之即監」(Ⅱ―B―1―133)がある。また、堯平が伝えた目代・所司の故事が「当社有職抄」写本(Ⅳ―A―1)中に記されている。
- (20) 辰田注(8) 論文。
- (21) 以下賀茂六郷の地名比定は、須磨千穎「賀茂別雷神社境内諸郷の復原的研究」(『法政大学出版局、二〇〇一年)に拠る。
- (22) 天正七年十一月二十二日保長・保妙・保番連署數完券(『岩佐家文書』二六〇)、同十二年八月二十三日數之人數置文条々定書(同前二八六・二八七)、同十二年十月十二日數月行事算用注進状(同二八九)、同十六年六月十九日數つけの日記(同前三三三)など。括弧内は、京都市歴史資料館の同文書目録整理番号。
- (23) 元龜三年九月二日(等賢坊宛)芝坊成願奉書案(『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一八―三』『実相院文書』二二四号)・同日(芝御坊宛)等賢請文(同二一五号)。
- (24) 平凡社『日本歴史地名大系』(『ジャパナレッジ版)。

(25) 順番に、Ⅱ―G―四―二八、Ⅱ―I―五―一―一五九、Ⅱ―I―五―  
九六五・九六六。

〔付記〕 本稿は、共同利用・共同研究拠点の二〇一八―二二年度特定共同研究  
「賀茂別雷神社文書の調査・研究」、および二〇二二年度特定共同研究「賀茂  
別雷神社文書・社家文書の調査・研究」による研究成果の一部である。